

## 認定失効制度に係る省令・告示改正の公布について

令和2年8月31日に御議論いただきました、①電源毎の失効期間の設定、②太陽光発電以外の発電設備に係る運転開始期限日の設定、③平成28年度認定の太陽光発電の調達価格等の設定、について、制度を具体化するべく、以下のとおり、パブリックコメントを実施し、改正省令・告示を公布致しました。

## 1. パブリックコメント意見募集期間

令和2年9月7日（月）～令和2年10月6日（火）

## 2. パブリックコメント提出意見数

97件

## 3. 提出意見を踏まえた修正点

(1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正

i. 失効制度における洋上風力発電の起算日について

- 原案では、「風力発電」について、系統連系工事着工申込書の受領等の期限を「認定を受けた日から起算して運転開始期限から1年後の期日まで」としておりましたが、ご意見を踏まえ、風力発電のうち、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく洋上風力発電については、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に規定する選定事業者が公募占用計画に記載した事業実施時期起算日の1年後の期日まで」と致します。

ii. 系統連系工事着工申込みの受領要件について

- 原案では、受領条件として「設備を設置する場所について所有権その他使用の権原を有していること。設備を設置する場所について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の農業振興地域整備計画の変更又は農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の届出（不備が無いものに限る）が行われている

こと。当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可を受けていること。」としておりましたが、ご意見を踏まえ、「農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可」を条件に追加致します。

（2）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）の一部改正

i. 太陽光発電以外の運転開始期限日の設定について

- 原案では、「本省令案及び告示案の公布の日から起算して、再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとに認定から運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日として設定する」としておりましたが、ご意見を踏まえ、原案を維持しつつ「条例に基づく環境影響評価を行っている場合にあっては、この告示の公布の日から9ヶ月が経過する日から起算して、運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日として設定する」と致します。

#### 4. 公布日

令和2年12月1日

#### 5. 施行日

- ① 令和4年4月1日
- ② 公布日（令和2年12月1日）
- ③ 令和3年4月1日